



応募はWebから

食品安全モニター募集について

<http://www.fsc.go.jp/monitor/>

締切



平成31年2月4日(月) 午前10:00

お問合せ先
内閣府食品安全委員会事務局 モニター係
電話 03-6234-1143/1154
【平日 10:00~17:00】

食品安全モニター募集

食品安全のこと、もっと知ろう、意見を言おう。



食品安全モニターは何をするの？

- ★ 食品安全行政などに対する提案
- ★ 食品安全に関するアンケート等への協力（年1回程度）
- ★ 食品安全に関する情報の周知への提供（日常生活の範囲で）
などです。

食品安全委員会って何をしているの？

食品中に含まれる食品添加物や農薬、微生物などの危害要因（ハザード）が健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関です。

7名の委員で構成され、12の専門調査会とワーキンググループにおいてリスク評価等を行っています。

リスク評価の結果に基づいて、関係省庁がリスク低減のための措置を決定して実施します。これらの省庁、消費者、事業者等との間で情報を共有し、意見交換を行う「リスクコミュニケーション」にも取り組んでいます。

モニター活動は仕事をしていてもできる？

アンケート等は時期が決まっていますが、提案や周知への情報提供は、ご自身の日常生活の中で、無理のない範囲で行っていただければ結構です。

平成30年度 食品安全モニターの声

モニターであることにより、食品安全委員会による食品安全に関する最新の知見が得られるのが良い。地方版HACCPのアドバイザーとして、県内の食品企業の指導、アドバイスを自信をもって行うことができます。（Aさん）

モニター対象の研修（eラーニング）を受講しましたが、食品安全に関して整理して考えることができました。最近のマスコミ報道の一部には気になるところがあったので、今後の判断にプラスになりました。（Bさん）

モニターの任期は？

任期は1年間（4月1日～翌年3月末）です。活動状況によっては最長で5年まで延長できます。

年度途中での募集はありませんので、是非この機会にご応募ください。今回は、約150名を募集します。

モニターの資格要件は？

食品安全について関心があることはもちろんのこと、モニターとして活動していただく上で、食品安全委員会が行うリスク評価や食品安全行政について一定のご理解をいただく必要があることから、大学の学部や資格、現在又は過去の業務内容などの要件があります。

詳しくは、食品安全委員会ホームページを確認してください。

皆様のご応募をお待ちしています

